

○南丹市雨水貯留施設設置費補助金交付要綱

平成 29 年 11 月 1 日

告示第 220 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、雨水の有効活用及び流出抑制を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、雨水貯留施設とは、建物の屋根等に降った雨水を雨どいから分岐器機を介して貯留する施設であって、雨水の貯水量が 100 リットル以上あるもの及びその附属施設のうち、市販されているものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市内で雨水貯留施設を設置する建物を所有し、又は使用(建物の所有者の同意を得た場合に限る。次条において同じ。)する個人又は法人であること。
- (2) 市税、下水道受益者負担金、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業受益者分担金並びに下水道使用料の滞納がないこと。

(補助対象基数)

第 4 条 補助金の交付の対象となる雨水貯留施設の基数は、その者が所有し、又は使用している建物 1 戸につき 1 基とする。ただし、複数の建物を所有し、又は使用している場合は、1 年度につき 2 基を限度とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、1 基につき、雨水貯留施設の購入に要する費用(配達及び設置に要する費用を除く。)に 4 分の 3 を乗じて得た額とし、45,000 円を限度とする。

2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南丹市雨水貯留施設設置費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、当該雨水貯留施設の購入の前に、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、南丹市雨水貯留施設設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は南丹市雨水貯留施設設置費補助金不交付通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、第6条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに南丹市雨水貯留施設設置費補助金変更等承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、南丹市雨水貯留施設設置費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により変更承認を行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、当該雨水貯留施設の設置後、速やかに南丹市雨水貯留施設設置費補助金実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告後、内容を審査し交付金の額を確定したときは、南丹市雨水貯留施設設置費補助金確定通知書(様式第7号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付対象者は、南丹市雨水貯留施設設置費補助金請求書(様式第 8 号)により、市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金請求書を受理した場合、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第 12 条 市長は、補助金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(雨水貯留施設の維持管理及び処分制限)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、設置した雨水貯留施設の機能を良好に保つための維持管理を行い、当該雨水貯留施設の修繕を要すると認められた場合は、速やかに措置しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、当該雨水貯留施設について、補助金の交付の日から 7 年を経過する日までは、市長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。